

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金について

～雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を行い、その雇用の維持を図る事業主を支援します～

◆助成金の概要◆

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合、その賃金等の一部を助成します。

◆支給対象◆

◎支給対象事業主：雇用保険適用事業所

◎支給対象労働者：雇用保険被保険者（被保険者であった期間は問いません）

◆支給要件◆

以下の要件を満たす事業主

① 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主

I 最近3か月の生産量、売上高等の指標がその直前3か月又は前年同期と比べて5%以上減少していること（中小企業で前期決算等の経常損益が赤字の場合、5%未満の減少でも可能）

II 円高の影響により生産量、売上高等の回復が遅れている事業主であり、生産量等の最近3か月間の月平均値が3年前同期に比べ15%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること（大企業事業主については対象期間の初日が平成22年12月14日から平成23年12月13日、中小企業事業主については対象期間の初日が平成22年12月2日から平成23年12月1日までの間にあるものに限りま。）

② 実施する休業、教育訓練及び出向が労使協定に基づくものであること（計画届の提出時に協定書の提出が必要）等

◆受給手続き◆

本助成金は事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間（賃金締切期間）ごとに事前に計画届を提出することが必要です。支給申請期間は判定基礎期間終了後2か月以内です。（下記イメージ参照）

助成内容

大企業（雇用調整助成金）

- ▶ 休業、教育訓練、出向に係る費用の助成率：2/3
→（障害のある人の休業等及び出向については、3/4）
- ▶ 教育訓練実施に係る加算額：4,000円

中小企業（中小企業緊急雇用安定助成金）

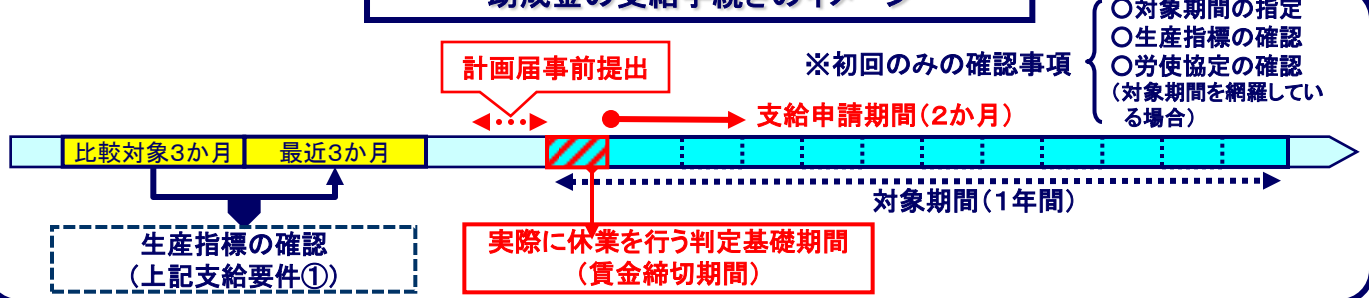
- ▶ 休業、教育訓練、出向に係る費用の助成率：4/5
→（障害のある人の休業等及び出向については、9/10）
- ▶ 教育訓練実施に係る加算額：6,000円

解雇等を行わない場合

2/3 ⇒ 3/4
4/5 ⇒ 9/10

※解雇等は雇止め、派遣労働者の中途契約解除等を含みます。
※教育訓練実施に係る加算額を除いた日額は7,505円が上限。

助成金の受給手続きのイメージ



助成金の支給までの資金繰りについては、中小企業庁・金融庁から政府系を含む金融機関に対して協力を要請しています。※1 個別のご相談については、助成金の申請を行っていることが確認できる書類をご持参の上、全国900箇所に設置されている「緊急相談窓口※2」にご相談ください。

※1 株式会社日本政策金融公庫では、雇用調整助成金等の実施計画の届出が受理された企業に向けた低利融資（地域活性化・雇用促進資金）を5月11日より実施しています。

※2 中小企業庁のホームページを参照：<http://www.chusho.meti.go.jp/>

★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）